

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (4) 指定管理者が実施した管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (5) その他こども未来局長（以下「局長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、5人以下の委員で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第4条 委員会を組織する委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他局長が必要と認める者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委嘱する期間は、2年を超えない範囲で局長が定める。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が不在のときは、局長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に専門的な知識又は経験を有する者の出席を求めることができる。

(会議の公開、非公開)

第6条 第2条第1号に規定する事項に関する会議は、非公開とする。

- 2 第2条第2号から第5号に関する会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。
- 3 会議を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、会議の日時、場所、議題及び公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。
- 4 会議の公開又は非公開は、委員長が委員の意見を聞いて決定する。この場合において、委員長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 5 公開による会議は、委員長の許可を得て、傍聴することができる。この場合において、委員長は、傍聴者に対し、会議の資料（福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 6 前項に規定するもののほか、会議の傍聴の手続きについては、委員長が定める。

(公正性等の確保)

第7条 委員会は、指定管理者の候補者の選定過程における公正性及び透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。

2 局長は指定管理者の候補者の選定後、指定管理者の候補者の選定過程について、会議の資料及び議事録（非公開情報に該当する部分を除く。）のホームページへの掲載その他適当な方法により、速やかに公表するものとする。

(意見の照会)

第8条 局長は、緊急に必要があるとき、又は既に会議において議論が尽くされていると認めるときは、委員に対し、書面その他適当な方法により第2条各号に掲げる事項について意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第10条 局長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 局長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、新たに委員を委嘱することができる。

3 前項の委員の委嘱については、第4条を準用する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、こども未来局こども部企画課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。